

特定行為に関するご案内

● 看護師による特定行為とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師があらかじめ作成した手順書に基づいて、診療の補助を行うことです。これにより、患者さんの処置や治療をより早くタイムリーに実施でき、患者さんの早期治療・回復につなげることや、医師の働き方改革につながります。

- ・ 手順書とは、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁記録のことです

● 当院で実施している特定行為の内容

呼吸を整えるお手伝いをします

- ・ 人工呼吸器の設定の変更
- ・ 人工呼吸器を使用している人の鎮静薬の投与量の調節
- ・ 人工呼吸器からの離脱
- ・ 気管チューブの位置の調整
- ・ 気管カニューレの交換



身体の状態をみるために動脈からの採血を行います

- ・ 直接動脈穿刺法による採血
- ・ 橈骨動脈ラインの確保



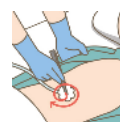
血糖に関する薬剤の量を調整します

- ・ インスリンの投与量の調整



創の皮下のチューブを抜去します

- ・ 創部ドレーンの抜去



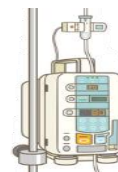
必要な水分補給を行います

- ・ 脱水症状に対する補液による補正
- ・ 持続点滴中の輸液補正



身体の血液の循環に関する薬剤の量を調整します

- 持続点滴中の以下の薬剤の投与量の調整
- ・ カテコラミン
 - ・ ナトリウム、カリウムまたはクロール
 - ・ 降圧剤
 - ・ 糖質輸液または電解質輸液
 - ・ 利尿剤



褥瘡(床ずれ)などの傷の治りを促すお手伝いをします

- ・ 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・ 創傷に対する陰圧閉鎖療法



●特定行為に関する包括同意についてのお願い

当院は、研修を修了した看護師が医師の指示(手順書)に基づいて特定行為を実施しています。特定看護師による特定行為の実施にあたっては医師と連携を取り、安全に十分配慮して行います。

看護師の特定行為実践に関しましては、包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は、当該病棟の看護師長もしくは患者相談窓口(1F 会計横)までお申し出ください。また、同意いただけないことを理由に、治療および看護上の不利益を被ることはありません。また、患者さんの個人情報に関しては、適切に管理いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

●特定行為に関する問い合わせ先

特定行為に関するご意見やご質問がありましたら、1階 患者相談窓口にて対応しておりますのでお尋ねください。

●リンク

厚労省ホームページ:特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

日本看護協会:看護師の特定行為研修制度 ポータルサイト 特定行為研修制度とは

<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/about/>